

千葉都市モノレール車両基地耐震補強事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、千葉都市モノレール車両基地の安全の向上を図ることを目的に、千葉都市モノレール株式会社（以下「補助事業者」という。）がモノレール車両基地において、柱、基礎等の補強により耐震補強を行う事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該補助事業者に対し補助金を交付する。

(補助対象経費)

第2条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業者が補助事業を行うために要する本工事及び付帯工事費とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額以内とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第3条の規定に基づき、千葉都市モノレール車両基地耐震補強事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 車両基地耐震補強事業計画書
- (2) 年度別作業計画書
- (3) 資金収支計画書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付の条件)

第5条 規則第5条の規定による条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容、経費の配分、又は遂行計画の変更をする場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (3) 事故等により補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに市長に報告して、その指示を受けること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

(交付決定通知)

第6条 規則第6条の規定による通知は、千葉都市モノレール車両基地耐震補強事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）によるものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項に規定する申請の取下げは、千葉都市モノレール車両基地耐震補強事業費補助金交付申請取下届出書(様式第3号)により行うものとする。

(変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第5条第1項第1号又は第2号の規定により承認を受けようとするときは、千葉都市モノレール車両基地耐震補強事業変更承認申請書(様式第4号)又は千葉都市モノレール車両基地耐震補強事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第5条第1項第3号の規定により承認を受けようとするときは、千葉都市モノレール車両基地耐震補強事業事故報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。また、補助事業が当該年度内に完了しない場合には、当該年度の3月20日までに提出しなければならない。

3 市長は、前2項の変更を承認する場合は、千葉都市モノレール車両基地耐震補強事業費補助金交付決定変更通知書(様式第7号)によって通知するものとする。

(状況報告)

第9条 市長は、補助事業の遂行状況について、規則第10条の規定により状況報告させることができる。この場合、千葉都市モノレール車両基地耐震補強事業状況報告書(様式第8号)によるものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、規則第12条の規定により、当該年度の実績を報告しようとするときは、当該年度の補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付を受けようとする会計年度の終了する日のいずれか早い日までに、千葉都市モノレール車両基地耐震補強事業完了実績報告書(様式第9号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 補助事業の経過及び成果を証する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定等)

第11条 補助金の額の確定は、千葉都市モノレール車両基地耐震補強事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)で承認された資金収支計画書に記載された補助金の額と、千葉都市モノレール車両基地耐震補強事業費補助金事業完了実績報告書(様式第9号)に基づき算出した額のいずれか少ない額とする。なお、年度別交付額の合計は千葉都市モノレール車両基地耐震補強事業

費補助金交付決定通知書（様式第2号）の額を上回らないものとする。

- 2 規則第13条の規定による通知は、千葉都市モノレール車両基地耐震補強事業費補助金額確定通知書（様式第10号）によるものとする。

（交付の請求）

第12条 補助事業者は、規則第16条第1項の規定により、補助金の交付を請求しようとするときは、千葉都市モノレール車両基地耐震補強事業費補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（取得財産の管理等）

第13条 補助事業者は、補助事業により取得した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営をはからなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第14条 補助事業者は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成22年国土交通省告示第505号）を経過するまでは、市長の承認を受けずに取得財産等をこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、または担保に供してはならない。

- 2 補助事業者は、処分制限期間内において、前項に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ、千葉都市モノレール車両基地耐震補強事業費補助金に係る財産処分承認申請書（様式第12号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 3 補助事業者は、前項の規定による承認を受けて、第1項に掲げる行為を行ったことにより収入を得た場合は、その収入の全部または一部を市に納付するものとする。

（決定の取消）

第15条 規則第17条の規定による通知は、千葉都市モノレール車両基地耐震補強事業費補助金交付決定取消書（様式第13号）によるものとする。

（補助金の返還）

第16条 市長は、規則第18条に定めるほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の返還を命ずることができる。なお、通知は、千葉都市モノレール車両基地耐震補強事業費補助金返還命令書（様式第14号）によるものとする。

- （1）この要綱に違反したとき。
- （2）この要綱による報告書等に虚偽の記載をしたとき。
- （3）補助対象事業の施行が不相当と認められたとき。
- （4）補助金を他の用途に使用したとき。

附 則

この要綱は平成29年8月3日から施行し、平成29年度分の予算に係る補助金から適用する。